

第1回柴田町新図書館建設検討委員会

日時 令和5年6月30日（金）午後2時から

場所 ふるさと文化伝承館（図書館）2階 多目的ホール

次 第

（町長あいさつ）

（委嘱状交付）

- 1 開 会
- 2 開会のあいさつ（教育長）
- 3 出席者自己紹介
- 4 委員長・副委員長選出
- 5 議事

報告事項

- 1）都市再生整備計画の概要について
- 2）新図書館建設のスケジュール及び検討内容について
- 3）町民アンケートの内容と進捗状況
- 4）柴田町図書館の現状と課題

協議事項

- 1）基本構想骨子案に組み込むべき事項について
- 6 連絡事項
- 7 閉 会

柴田町新図書館建設検討委員会スケジュール（案）

第1回 令和5年 6月30日（金）午後2時から

会場：ふるさと文化伝承館（図書館）2階 多目的ホール

第2回 令和5年 8月25日（金）午後2時から

会場：柴田町役場（保健センター）4階 多目的ホール

内容：アンケートの結果について 他

第3回 令和5年10月27日（金）午後2時から

会場：柴田町役場（保健センター）4階 多目的ホール

内容：基本構想骨子案について 他

第4回 令和5年12月22日（金）午後2時から

会場：柴田町役場（保健センター）4階 多目的ホール

内容：基本構想原案について 他

第5回 令和6年 2月16日（金）午後2時から

会場：未定

内容：パブリックコメントについて 他

柴田町新図書館建設検討委員会 委員名簿

委嘱期間：令和5年6月30日～令和6年3月31日

No	検討委員		氏名	性別	所属・役職等
1	第1号	学識経験のある者	ひらおか 善浩 平岡 善浩	男	宮城大学教授、事業構想群副学群長、基盤教育群長
2			おおつき ひろこ 大槻 浩子	女	社会教育委員
3	第2号	学校教育関係	たにうち ゆきえ 谷内 幸絵	女	柴田小学校長
4	第3号	図書館関係団体の関係者	おとこざわ かつよし 男 澤 勝由	男	図書館ボランティア
5			きんじょう さちこ 金 城 幸子	女	子ども読書活動推進委員会副議長
6	第4号	公募による町民	ひらま みさき 平間 美咲	女	住民代表
7			きむら みちこ 木村 美智子	女	住民代表
8	第5号	その他教育委員会が必要と認める者	たなか まこと 田中 亮	男	宮城県図書館 副班長
9			さとう しょうた 佐藤 祥多	男	特定非営利活動法人余白代表理事
10			たまぶち ひろゆき 玉 渕 博之	男	仙南芸術文化センター館長

アドバイザー

山崎 博樹	知的資源イニシアティブ代表理事
-------	-----------------

事務局

所 属	氏 名	職 名
生涯学習課	大宮 かつ子	課長
	藏田 健作	課長補佐
	藤原 政志	副参事
	駒板 翔太	主事
図書館	三浦 英明	館長
	目黒 千佳子	副館長
	齋藤 悦子	主査
	荒関 奈緒子	司書

柴田町新図書館建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 柴田町新図書館（以下「図書館」という。）の整備に関し調査検討するため、柴田町新図書館建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について協議、検討及び調整を行うものとする。

- (1) 図書館の基本構想及び基本計画策定に関する事項
- (2) その他図書館整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから柴田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 図書館関係団体の関係者
- (4) 公募による町民
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、会議において委員以外の者に意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、会議への出席を求めることができる。

(報償等)

第8条 委員が会議に出席したときは、日額6,700円の報償費を支払うものとする。

2 町外在住の委員が会議に出席したときは、実費相当額の交通費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、第1条の委員会の設置目的が達成された日限り、その効力を失う。